

仕 様 書

1 件 名

令和5年度「左京区まちづくり活動支援交付金」制度運営支援業務（以下、「本業務」という。）

2 本業務の趣旨

左京区役所においては、平成24年度からまちづくり活動を支援するための交付金制度を実施している中で、その目的である「参加と協働によるまちづくりの推進」及び「地域課題の解決やまちの魅力向上の実現」を更に達成していくため、交付団体が実施する事業について、左京区役所が的確に進捗状況を把握し、事業効果を高めることができるよう、その運営に対して専門的な知識・技能を活用した支援を行う。

3 本業務の内容

左京区役所が的確に進捗状況を把握し、事業効果を高めることができるよう、次のことを実施する。

- (1) 交付対象事業の実施状況の把握（活動の訪問等 10団体程度）
- (2) 交付対象事業実施団体へのアドバイス等の支援（電話・訪問等 30回程度）
- (3) その他交付対象事業実施団体が事業効果を高めるための支援（提案事項。積極的なご提案をお願いいたします。）

※（3）の内容により、（1）の団体数や（2）の回数の増減、内容の変更は可能。

4 業務期間

令和5年7月10日（月）から令和6年3月31日（日）まで

5 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務を実施するに当たり、左京区役所と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて発生した著作権等の知的財産や収集した情報については、左京区役所に帰属するものとする。
- (3) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本契約書に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。
- (4) 受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。